

KSN 通信 VOL.211

こんにちは。いつも弊社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2025年12月18日「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」が全面施行されます。この法律では、モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジンといった特定ソフトウェアの市場において、公正で自由な競争を確保し、消費者が多様なサービスを選択できる環境を整備することが目的で、これにより、サードパーティからのアプリ提供が解禁されるようになるとのことです。一方で、公式ストアほど厳格な審査が行われないことで新たなセキュリティリスクが生じることも懸念されているため、注意を払う必要があります。

■ KSN からのお知らせ

■ 年末年始の営業についてのご案内

事務所につきましては、誠に勝手ながら、令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）までの9日間を休業とさせていただきます。また、収集・リサイクル業務につきましては、下記の期間の営業となっております。誠に恐れ入りますが、休業期間中の収集・リサイクル関連へのお問合せにつきましては、下記の臨時連絡先へお願い申し上げます。

	令和7年12月					令和8年1月			
	27(土)	28(日)	29(月)	30(火)	31(水)	1(木)	2(金)	3(土)	4(日)
事務所	終日休業								
食品リサイクル	工場停止・受入のみ可能（但し、搬入時間の制限をさせていただく場合がございます）								
収集運搬(大阪市・堺市)	通常通り					終日休業			

- ◆ 事業系一般廃棄物の収集（大阪市・堺市）
◆ 食品廃棄物等のリサイクルのお問合せ先

臨時連絡先：070-4795-8821

■ リサイクルニュース

■ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づく 再生利用事業計画の認定に関する省令の一部改正が公布されました

食品循環資源の再生利用を促進するためには、食品関連事業者、再生利用事業者、特定肥飼料等の利用者である農林漁業者等の三者の連携を促し、安定的な取引関係を通じて安定的な物の流れが形成されることが重要であるとの観点から、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」において、これらの三者が共同で作成した再生利用事業計画の認定制度が規定されています。現在、認定省令で定められているものは、特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物及びその加工品とされておりましたが、今般、特定肥飼料等を利用して生産された肥飼料を更に利用した農畜水産物を生産した場合においても、認定制度の対象としてほしいという事業者からの要望を受け、特定肥飼料等を利用して製造された肥飼料等の利用により生産された農畜水産物及び加工品も特定農畜水産物等として、再生利用事業計画の認定制度の対象とする内容が新たに追加され、令和7年11月17日に公布されました。

- ◆ 参照 URL https://www.env.go.jp/press/press_01766.html

発行元：株式会社関西再資源ネットワーク

〒592-8331

大阪府堺市西区築港新町4丁2番5

TEL：072-320-9001（代表）

FAX：072-320-9004